

三重県公報

平成29年11月10日(金)

第 2954 号

毎週火・金曜日発行

	<u></u> 国 次		
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告示		
772	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
773	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
774	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
775	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
776	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
777	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	3
778	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	4
779	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービ ス産業振興課)	4
780	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	5
781	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	6
782	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
	選 管 告 示		
93	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を変更した旨の報告	(選挙管理委員会)	8
94	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる 施設の一部を改正する告示	(同)	8
95	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	8
96	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
97	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び異動の届出	(同)	10
	公告		
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税収確保課)	10
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策 課)	10
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	11
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁業環境課)	12
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	12
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13

告 示

三重県告示第 772 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470303294	ヘルパーらいふ西条	鈴鹿市西条 3 丁目 5-18 ビッグレジデンス 102	株式会社サポート	平成 29 年 11 月 1 日	訪問介護
2470703477	三重介護パートナー株 式会社	松阪市久保町 1781-4	三重介護パートナー株 式会社	平成 29 年 11 月 1 日	訪問介護
2472701222	訪問介護事業所 みや	多気郡多気町相可 396 番地 2	合同会社オフィスみや	平成 29 年 11 月 1 日	訪問介護
2470505500	デイサービス 笑みた す	津市一志町高野 183-7	エミタス株式会社	平成 29 年 11 月 1 日	通所介護
2470505484	おたすけ工房福祉用具 販売事業所	津市阿漕町津興 1197番 地	株式会社おたすけ工房	平成 29 年 11 月 1 日	特定福祉用 具販売

三重県告示第 773 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2471100483	合同会社ありまケアプ ランセンター	熊野市有馬町 5538 番地	合同会社ありまケアプ ランセンター	平成 29 年 11 月 1 日	居宅介護支援
2472701214	万協福祉センター	多気郡多気町仁田 725 万協製薬株式会社本社 第三工場内	株式会社メディサポジ ャパン	平成 29 年 11 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 774 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日	サービスの 種 類
2470303294	ヘルパーらいふ西条	鈴鹿市西条 3 丁目 5-18 ビッグレジデンス 102	株式会社サポート	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防訪 問介護
2470703477	三重介護パートナー株 式会社	松阪市久保町 1781-4	三重介護パートナー株 式会社	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防訪 問介護
2472701222	訪問介護事業所 みや	多気郡多気町相可 396 番地 2	合同会社オフィスみや	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防訪 問介護
2470505500	デイサービス 笑みた す	津市一志町高野 183-7	エミタス株式会社	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防通 所介護
2470505484	おたすけ工房福祉用具 販売事業所	津市阿漕町津興 1197番地	株式会社おたすけ工房	平成 29 年 11 月 1 日	特定介護予 防福祉用具 販売

三重県告示第 775 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 月	上 サービス 日 の 種 類
2472801568	ゆうゆうヘルパーステーショ ン	度会郡大紀町柏野 1170	株式会社ゆうゆう	平成 29 4 4 月 30	訪問介護
2471201133	アサヒサンクリーン在宅介護 センター伊賀	伊賀市緑ケ丘南町 2276 グリーンパレ スI 2A号室	アサヒサンクリーン 株式会社	1 /->~ 2 0	声 訪問入浴 引 介護

三重県告示第 776 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービス の 種 類
2472801568	ゆうゆうヘルパーステーショ ン	度会郡大紀町柏野 1170	株式会社ゆうゆう	平成 29 年 4 月 30 日	介 護 予 防 訪問介護
2472801345	ゆうゆうデイサービスセンタ 一柏野	度会郡大紀町柏野 1170	株式会社ゆうゆう	平成 29 年 4 月 30 日	介 護 予 防 通所介護
2471201133	アサヒサンクリーン在宅介護 センター伊賀	伊賀市緑ケ丘南町 2276 グリーンパレ スI 2A号室	アサヒサンクリーン 株式会社	平成 29 年 9 月 30 日	介護予防 訪問入浴 介護

三重県告示第 777 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

			一里水冲,	, hi /i.	/\ •3/\
医療機関の 種 別	医療機関の名 称	所 在 地	標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	イセタニ薬局	津市渋見町 630-28		薬局	平成 29 年 10 月 1 日
薬局	コスモス薬局 こう せい店	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 47 号		薬局	平成 29 年 10 月 1 日
薬局	スズカ調剤薬局 稲生店	鈴鹿市稲生 4 丁目 14-20		薬局	平成 29 年 10 月 1 日
薬局	日本調剤亀山薬局	亀山市亀田町 466-1		薬局	平成 29 年 10 月 1 日
薬局	小林薬局	桑名市大山田1丁目7-11		薬局	平成 29 年 10 月 1 日
訪問看護	みなみ訪問看護リハ ビリステーション	伊勢市御薗町長屋 2161-1		訪問看護	平成 29 年 10 月 1 日
病院	なかとう矯正歯科	津市八町2丁目10-31	矯正歯科	歯科矯正	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	株式会社小林薬局 桑名ふくじま支店	桑名市福島 850-7		薬局	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	畿央徳山薬局	名張市桔梗が丘 1-6-80		薬局	平成 29 年 10 月 1 日

薬局	畿央薬局 中央店	名張市希央台 4 番町 23 番 地	薬局	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	しろにし薬局	四日市市城西町 3-17-2	薬局	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 778 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	しろにし薬局	四日市市城西町 3-17-2	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	畿央徳山薬局	名張市桔梗が丘 1 番町 6 街区 80	平成 29 年 10 月 1 日
薬局	畿央薬局 中央店	名張市希央台 4 番町 23 番地	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	つつお調剤薬局	桑名市筒尾 6-10-3	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 779 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス西明寺店

伊賀市西明寺 3248 番ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森田 俊作

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10番1号	宇野 正晃

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 30 年 6 月 28 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,544 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	62 台	縦覧による
合 計	62 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置	
駐輪場	20 台	縦覧による	
合 計	20 台		

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位 置
荷さばき施設	32 m²	縦覧による
合 計	32 m²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位 置
廃棄物保管施設1	4.5 m³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m³	縦覧による
合 計	13. 5 m³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位	置
2 箇所	縦覧による	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

平成 29 年 10 月 27 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 11 月 10 日から平成 30 年 3 月 12 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 780 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SD四日市日永店

四日市市日永一丁目 138 ほか

- 2 四日市市から聴取した意見
- (1) 駐車需用の充足等交通に係る事項

ア 店舗近隣には、日永小学校、南中学校、港中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動 範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複している。ついては、来客及び業者に対して、車両にて走 行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ 駐車スペース及び出入口数の増加に伴い、周辺道路の交通混雑等交通影響が生じる場合には、交通誘導

警備員の配置等、十分な対応を図ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。

イ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市 クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可申請の 必要の有無について、あらかじめ四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 青少年の健全育成に理解及び協力すること。

- イ 当該変更計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この変更 計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議 し、その解決をはかること。
- ウ 店舗近隣には、日永小学校、南中学校、港中学校等がある。児童生徒が店舗内を徘徊したり、夜間を中 心にい集したりする可能性がある。ついては、周辺校及び四日市市こども未来部こども未来課青少年育成 室が実施する補導など、青少年非行防止について協力するとともに、積極的に警察への通報を行うこと。
- エ 3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項の規定に基づき、形質変更に着手する30日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」(様式第6)を四日市市環境部環境保全課に提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)第72条の2の規定に基づき、土壌履歴等の調査を行うこと。
- オ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、予め四日市市環境部 環境保全課と協議すること。
- カ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び三重県生活環境の保 全に関する条例の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、 規制基準を超過するおそれがあるときは、規制基準値以下となるよう対策をとること。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 781 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。 平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿関線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市菅内町字南野 1377 番 2 地先から	旧	9.60~20.20	104.01
亀山市菅内町字南野 1385 番 2 地先まで	新	10.07~21.75	104. 01

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志美杉線
- 3 道路の区域

	区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
--	---	---	------	------------	----------

津市一志町波瀬字小路垣内 6469 番 2 津市一志町波瀬字小路垣内 6497 番 1	学17	9.30~13.30	112. 00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市新松ヶ島町字川原 363番1地先内	旧	3. 23~5. 27	12. 24
福州和州岛为西西门州州 8000 亩 1 地元门	新	3. 68∼6. 67	12. 24

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町長原字登 503番4地先から	旧	11.38~14.01	32.70
度会郡度会町長原字登 511番1地先まで	新	14.65~18.10	32. 70

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿曽浦港線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡南伊勢町大江字ヲベタ 1175 番 2 地先から	Ш	4. 00∼6. 28	131. 63
度会郡南伊勢町大江字片山田 1165 番 1 地先まで	旧新	8. 10~20. 94	121. 53

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市種生字所根 34 番 10 地先から 伊賀市阿保字西の澤 2138 番 42 地先まで	旧	5.00~160.00	3, 007. 00

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市阿保字西の澤前深瀬川右岸堤防敷地先 から 伊賀市種生字安場 2850 番 10 地先まで	旧	3.50~19.00	3, 889. 50

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市川上字上川原 891 番 8 地先から 伊賀市川上字上川原 822 番 3 地先まで	旧	14. 68~35. 35	296. 57

三重県告示第 782 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 平成29年11月10日

三重県知事 鈴 木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小牧小杉線	四日市市山之一色町字西広口 1914番地先 から 四日市市山之一色町字西広口 1941番5地先 まで	平成 29 年 11 月 17 日
県道 鈴鹿関線	亀山市菅内町字南野 1377番2地先 から 亀山市菅内町字南野1385番2地先 まで	平成 29 年 11 月 22 日
県道 阿曽浦港線	度会郡南伊勢町大江字浜 1177 番 1 地先 から 度会郡南伊勢町大江字大久保 1039 番 1 地先 まで	平成 29 年 11 月 20 日

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設に変更があった旨、四日市市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

選挙管理委員会名 施 設 名 所 在 地 変更年月日

四日市市選挙管理委員会 (変更前)旧四日市市立 四日市市東新町 26番 32 平成29年9月26日

東橋北小学校 号

(変更後) 四日市市橋北

交流施設

(変更前)旧四日市市立 四日市市海山道町一丁目 平成29年9月26日

三浜小学校 1532 番地 1

(変更後) 四日市市三浜

文化会館

三重県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設(平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のように改正します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

表中

「四 日 市 市 旧四日市市立東橋北小学校 四日市市東新町 26 番 32 号

四 日 市 市 旧四日市市立三浜小学校 四日市市海山道町一丁目 1532番 を

地 1

「四 日 市 市 四日市市橋北交流施設 四日市市東新町 26 番 32 号

四 日 市 市 四日市市三浜文化会館 四日市市海山道町一丁目 1532 番 に改める。

地 1

三重県選挙管理委員会告示第 95 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

第 2954 号

平成 29 年 11 月 10 日

				Ξ	三重県選挙	管理委員	会委員長 髙	木 久	代
1	政治団体の設立								
	政治団体の名称	代表者	の氏名	会計責任 名	壬者の氏	主たる事	¥務所の所在地	届出年月日	備考
	太田耕司後援会	太 田	耕司	太 田	由美	いなべ下 下 1324	 方大安町丹生川久	平成 29 年 9月 5日	
	篠原史紀後援会	篠原	史 紀	篠原	史 紀		5北勢町飯倉 467-	平成 29 年 9月 15日	
	たつみ慎吾と伊勢 の未来を創ろう会	起共	慎 吾	永 谷	剛寛		J崎 2 丁目 13-18	平成 29 年 9月 4日	
	ほりえ洋子後援会	辻	美佳子	堀 江	洋 子	多気郡大	云台町上三瀬 32-2	平成 29 年 9月 27日	
2	届出事項の異動							<i>3)</i>] 21 H	
	政治団体の名称	代表者	の氏名	異動事 項	¥	新	旧	異動年月日	備考
	民進党岐阜県第 3 総支部	阪 口	直人	政治団 体の名	民進党山 3 総支部	皮阜県第 『	民進党三重県第 4 区総支部	平成 29 年 9月 25日	政党
				称 主たる 事務所 の所在 地	岐阜県名 蘇原中 5 164	各務原市 央町 3-	松阪市末広町 1-223-3		
				会計責 任者	水 野	岳 男	今 村 英 靖		
	民進党三重県第 2 区総支部	中 川	正春	主たる 事務所 の所在 地	伊賀市 ₋ 205	上之庄	鈴鹿市神戸 7- 1-5	平成 29 年 9月 29日	政党
	民進党三重県第 4	藤田	大 助	政治団	民進党	三重県第	民進党三重県第	平成 29 年	政党
	総支部			体の名 称	4 総支音	ß	5 区総支部	9月 19日	
	伊藤のりこ後援会	小 林	源一	会計責 任者	服部	誠子	小 林 久 見	平成 29 年 4月 2日	
	日本薬業政治連盟 三 重 県 支 部	山 中	孝 之	代表者	山中	孝 之	服部清	平成 29 年 10月 1日	
	藤田大助後援会	上 田	澄人	代表者	上 田	澄人	杉 浦 孝 彦	平成 29 年 9月 19日	
				会計責 任者	杉 浦	孝彦	上 田 澄 人		
	みやざき誠後援会	宮崎	誠	主たる 事務所 の所在 地	伊勢市作 100番地	かか鼻町 ₺	伊勢市小俣町新 村一ノ岡 558- 68		
	みらいオフィス名 張 	森 脇	和德	政治団 体の名 称	みらい? 名張	オフィス	森脇かずのり後 援会	平成 29 年 9月 29日	

三重県選挙管理委員会告示第 96 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたの

で、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

備考

中村とよじ後援会

辻 井 忠

平成 29 年 9 月 29 日

7

三重県選挙管理委員会告示第 97 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

をした者 (代表者)

の氏名

篠 原 史 紀 市議会議員 篠原史紀後援会 いなべ市北勢町飯倉 467-3 平成 29 年

9月15日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出 資金管理団 異動事項 新 旧 異動年月日

をした者の氏名 体の名称

森 脇 和 徳 みらいオフ 政治団体の みらいオフィス 森脇かずのり後 平成 29 年

ィス名張 名称 名張 援会 9月29日

公 告

地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る 特約業者の指定を取り消しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 氏名又は名称

株式会社アステック

2 主たる事務所又は事業所の所在地

三重県四日市市鵜の森1丁目13-43

3 指定の取消しの年月日

平成 29 年 9 月 30 日

三重県環境影響評価条例(平成 10 年三重県条例第 49 号)第 20 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

四日市足見川メガソーラー合同会社

代表社員 株式会社ジーヴァエナジー 職務執行者 金田 直己

東京都港区六本木三丁目 15 番 5 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

四日市足見川メガソーラー事業 (宅地その他の用地の造成事業)

施行区域 95 h a

対象事業実施区域

四日市市山田町、波木町及び小林町地内

4 聴取会の開催の日時及び場所

平成 29 年 12 月 14 日 (木) 午後 6 時から (開場 午後 5 時 30 分)

四日市市小山田地区市民センター2階会議室(四日市市山田町1373-3)

意見を聴こうとする事項

四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見

- 6 意見陳述の申出に関する事項
- (1) 申出書の記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに 聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)

- イ 対象事業の名称
- ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語で記載する。)
- エ 意見陳述の申出人の電話番号 (通常の連絡先及び緊急の連絡先)
- (2) 申出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課 電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016

(3) 申出方法

持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申出期限

平成 29 年 11 月 30 日 (木) (午後 5 時必着)

7 その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出が無い場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理 由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就 任の届出がありました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

垂水土地改良区(津市藤方 1491-2)

退任理事				
津市垂水 1080	浅	田	康	功
" " 1051	内	藤	清	弘
<i>II II</i> 847	市	Ш	静	男
<i>" "</i> 1026-1	7	井		弘
<i>" "</i> 1007-1	坂	П		清
<i>" "</i> 1097	田	中	正	義
<i>" "</i> 819	鯖	戸	利	成
<i>II II</i> 857	田	中	秀	和
退任監事				
津市垂水 844	市	Ш	正	宏
<i>II II</i> 827	奥	田		眞
就任理事				
津市垂水 1080	浅	田	康	功
" " 1097	田	中	正	義
<i>11 11</i> 847	市	Ш	静	男
" " 1026-1	7	井		弘
<i>11</i>	र्भि	辺	政	本
<i>II II</i> 857	田	中	秀	和

平成29年11月10日	三重県公報		第	2954	号
津市垂水 1007-1 " " 666		坂奥	口田	清 義 徳	•
就任監事					
津市垂水 844		市	Ш	正差	±

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第8項の規定により、三重県の海 洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鉛 木 英 敬

奥 田

眞

変更前

II II 827

第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項 第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若 干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しな いこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量			
第1性付足供什生物員 條	1木/用 7 / 1生/貝	平成 28 年	平成 29 年		
さんま	敷網漁業	若干	若干		
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	4,000 トン		
まめし	定置漁業	若干	若干		
	中型まき網漁業	41,500 トン	37,000 トン		
まいわし	船びき網漁業	16,000 トン	13,000 トン		
まいわし	定置漁業	若干	若干		
	敷網漁業	若干	若干		
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	55,000 トン	50,000 トン		
よさは次いこよさは	定置漁業	若干	若干		

変更後

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項 第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若 干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しな いこととする。

第1種特定海洋生物資源	 採捕の種類	数	量
为1性的定评件工物 真体	が開める生物	平成 28 年	平成 29 年
さんま	敷網漁業	若干	若干
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	4,000 トン
よめし	定置漁業	若干	若干
	中型まき網漁業	41,500 トン	32,000 トン
まいわし	船びき網漁業	16,000 トン	18,000 トン
まいわし	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	55,000 トン	50,000 トン
よでは次いこまでは	定置漁業	若干	若干

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊

賀市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

上野都市計画汚物処理場

第1号 伊賀市汚泥再生処理センター

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 11 月 10 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 10 月 24 日	伊勢市上地町字奥茂田 1174	松阪市小片野町 738-1 株式会社ランド企画 代表取締役 武 田 貢
平成 29 年 10 月 26 日	員弁郡東員町大字山田字北藤 2528-1 ほか 2 筆	桑名市大字桑名 647-95 太 田 春 代
平成 29 年 10 月 27 日	三重郡菰野町大字神森字神森 960-1	三重郡菰野町大字潤田 2282-1 早 野 佳 文
平成 29 年 10 月 30 日	名張市朝日町 1233-1 ほか 2 筆	大阪府東大阪市長田1丁目7-24 株式会社二階堂 代表取締役 二階堂 俊 裕
平成 29 年 10 月 31 日	伊賀市東条字岸ノ上 109-1 ほか4 筆ほか	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 古 屋 一 樹

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/